

令和8年度

賃上げ対応型小規模事業者経営力強化支援事業費補助金

募 集 要 項

■応募受付及び詳しい事業案内等

【応募先】

公益財団法人えひめ産業振興財団 創業支援課

〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 TEL：089-960-1291、089-960-1110

Mail：chinage@ehime-iinet.or.jp

【事業案内】

本募集要項及び応募様式は、財団ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.ehime-iinet.or.jp/>

■受付期間

一次募集

令和8年6月1日(月)～令和8年7月31日(金)

※受付期間内に、持参、郵送により提出してください。

※提出締切 令和8年7月31日(金) 17:00まで

令和8年6月

公益財団法人えひめ産業振興財団

目 次

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業	1
4. 補助対象経費	1
5. 補助率及び補助限度額	2
6. 補助期間	2
7. 補助金の取消し	2
8. 応募方法	2
9. 募集及び締切	3
10. 補助対象者の決定方法	3
11. 補助事業の流れ	4
12. 応募受付・問合せ先	4
13. その他	5
14. チームえびす支援機関一覧	6～7

[申請に当たっての注意事項]

1 愛媛県内支援機関等による伴走支援について

本補助金の申込みにあたっては、公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）や、えひめビジネスサポートネットワーク（以下「チームえびす」という。）に参加している県内商工会議所、商工会、金融機関など支援機関（以下「チームえびす支援機関」という。）の伴走支援を受ける必要があります。

（※14 チームえびす支援機関一覧を参照ください）

2 審査結果について

補助事業者決定にあたって、申込書等による審査の内容に関する問い合わせについては、一切応じかねます。

3 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- （1）交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- （2）当財団から、補助事業の実施年度途中の遂行状況の報告を求められた場合にはそれに応じる必要があります。
- （3）補助事業を完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は令和9年1月31日までに、実績報告書を提出する必要があります。
提出がない場合には、補助金は受け取れません。
- （4）補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎営業年度終了後2か月以内に、補助事業に係る過去1年間の事業実施状況について報告するほか、当財団からの求めに応じ、補助事業に関する調査に協力する必要があります。
- （5）補助事業により取得した消耗品等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図る必要があります。（他の用途への使用はできません。）
- （6）補助事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存する必要があります。

4 補助事業実施に係る注意事項

- （1）補助対象経費は、交付決定後に取得・支出する費用に限られます。
- （2）補助金は、補助事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、補助金相当分の経費を立替払いする必要があります。また、補助金は対象経費に所定の補助率を乗じた額以内となるため、残額を自己負担分として支出する必要があります。

5 その他、申込みに係る注意事項

- （1）応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- （2）応募内容については、住所（所在地）、氏名（企業名）、事業名、概要など必要最小限の範囲で公表することに同意したものとみなします。

- (3) 上記(2)以外の応募内容の詳細について、秘密は厳守しますが、特別なノウハウや技術等については、応募者自身の責任において、特許や実用新案の出願など自衛措置を講じてください。
- (4) 応募に係る一切の費用については、応募者自身の負担となります。
- (5) 本補助事業は競争的資金であるため、申込書を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- (6) 同一の事業内容で、他の補助金等と重複して当補助金を交付することはできません。重複する可能性がある場合には事前に相談してください。
- (7) 補助事業終了後、採択案件については、本事業のホームページや、「チームえびす」支援成果事例集等へ、事業者名、代表者名、住所、業種、補助事業名、事業概要等を公表することがあります。また、財団が実施するセミナー等で事業成果発表をしていただくなど、ご協力いただく場合があります。
- (8) 本募集要項や財団ホームページ等の案内に記載のない細部については、財団からの指示に従うものとします。

1 事業の目的

本事業は、最低賃金の大幅な引上や人材確保のための賃上げ対応により、大きな影響を受けている経営基盤の脆弱な小規模事業者に対し、県内支援機関ネットワーク「チームえびす」が一体となり、それぞれの強みを活かして、価格転嫁、付加価値向上、新分野展開等を支援し、地域産業を支える小規模事業者の課題解決と経営力強化を図り、物価と賃上げの好循環に繋げることを目的としています。

2 補助対象者

補助金の交付対象者は、次の(1)から(3)に掲げる要件に全て該当する者としてします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する者及び小規模事業者支援法（平成5年法律第51号）第2条第3号に規定する者で、県内に主たる事業所を有する小規模事業者
- (2) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団又は暴力団員でない者
- (3) 県税に未納がない者

3 補助対象事業

補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、財団や、「チームえびす支援機関」の伴走支援を受け、適正な価格転嫁や、付加価値向上に向けたブランディング、新商品の開発、販路開拓等の経営力強化に向けた取組みとします。

また、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。

4 補助対象経費

補助事業の対象経費は、同事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、補助期間内に発生し、支払いが完了する次に掲げる経費とします。

区 分	内 容
消耗品費	①補助事業における商品開発等に使用する原料、材料、副資材等の購入に要する経費。 ②補助事業の実施上必要最小限の数量に係るもののみを計上すること。 ③補助事業に真に必要であって、補助目的に即し、補助事業期間内の使用に限られるもの。
借料	①補助事業を行うために必要な機器等のリース料・レンタル料に要する経費。 ②借用のための見積書、（借用）契約書等で対象経費が確認できるもので、補助事業期間に要する経費。
知的財産権等関連経費	①弁理士への手続代行費用及び翻訳料等の取得に要する経費とする。ただし、拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除く。 ②補助期間中に契約（発効）及び支払い行為がなされるもので、契約価格について弁理士の鑑定に従い通常一般に行われている取引価格と認められるものであること。
謝金	①技術的指導やマネジメント等に要する経営コンサルタント、中小企業診断士、弁理士、税理士、公認会計士、技術者、通訳者等に支払われる経費。 ②補助対象経費とするものは、見積書等（指導期間、延指導時間数、契約金額、1時間当たりの単価、指導者の氏名、略歴、年齢等が明記されているもの）で内容が確認できるものとする。
旅費	①補助実施にあたり必要な打ち合わせ、市場調査及び展示会、商談会への参加等に係る経費。 ②見積書等で内容（国内外の出張に係る日時、場所、氏名、目的、利用交通機関

	等詳細なスケジュール) が確認できるものとする。最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すること。
外注費	①補助対象者が直接実施することができないもの、または、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費。
委託費	①市場調査、市場開拓を外部に委託する場合に支払われる経費。 ②原則として契約書等を取り交わすこと。
マーケティング費	①会社や製品・サービスに係る市場調査、市場開拓に要する経費。 ②見本市、展示会等に参加する際に主催者に支払われる出展料、参加費、運送費など参加に要する経費。
広報費	①商品等のパンフレット、ポスター、チラシ、DVD等作成費、新聞雑誌等広告費、及び見本市等の会場で行う宣伝活動に係る経費。

※補助対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税を含めることができません。

5 補助率及び補助限度額

補助事業の補助率及び補助限度額は以下のとおりとします。

メニュー	補助率	補助上限	想定補助件数
通常	2/3	1,000千円	25件
地場産業(※1)	3/4	1,000千円	5件
地場産業コラボ(※2)	3/4	2,000千円	2件

(※1) 地場産業メニューの対象事業者は、地域の特色があり伝統ある産地が形成され、本県及び地域を代表する「特産品」を生産しており、市場を広く全国や海外に求めて製品を製造・販売している地場産業に従事する小規模事業者を対象とします。

(※2) 地場産業コラボは、地場産業同士の連携及び地場産業が主体となった他産業との連携した新商品開発や販路開拓等の取組を対象事業とします。

6 補助期間

補助事業の実施期間は、補助事業の交付決定日から令和9年1月25日までとします。

7 補助金の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。

- (1) この補助事業に関し理事長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助事業の実施について不正行為があったとき
- (4) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

8 応募方法

- (1) 補助金申込書(様式第1号)に関係書類を添えて、受付期間内に12 応募受付・問合せ先まで提出してください。

【提出書類】

- 補助金申込書(様式第1号及び別紙1事業計画書)(正本1部)
- 愛媛県が課税するすべての県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する書類(納税証明書)(正本1部)

※愛媛県の各地方局税務管理課（南予地方局にあっては税務課、各支局にあっては税務室）で発行されます。（市役所・税務署等では発行されません。）

※証明手数料として、愛媛県収入証紙400円が必要となります。

※納税証明書についてのお問い合わせは、各地方局または支局までお願いします。

○法人の場合には、定款、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内）、直近3期分の貸借対照表及び損益計算書（販管費明細及び製造原価計算書を含む）（各写し1部）

○個人の場合には、直近1期分の確定申告書（写し1部）

○「常時使用する従業員の数」が判断できる書類

社会保険（健康保険・厚生年金）関係書類、賃金台帳、雇用保険被保険者台帳など（写し1部）

○えひめ産業振興財団や「チームえびす支援機関」からの意見書（写し1部）

○暴力団排除に係る誓約書（正本1部）

○その他、事業内容を補足する資料（写し1部）

(2) 補助金申込書の中で使用する専門用語等については、簡単な解説一覧を作成してください。

(3) その他、ご不明な点については、当財団創業支援課までお問合せください。

9 募集及び締切

■募集・審査のスケジュール

【1次募集】	令和8年6月～7月の申請 → 7月末締切 → 8月中旬審査 → 採択・交付決定 → 事業開始
--------	---

（※予算上限に達しない場合）

【2次募集】	令和8年8月～9月の申請 → 9月末締切 → 10月中旬審査 → 採択・交付決定 → 事業開始
--------	--

（※予算上限に達しない場合）

【3次募集】 （最終）	令和8年10月～11月の申請 → 11月末締切 → 12月中旬審査 → 採択・交付決定 → 事業開始
----------------	---

※なお、予算の上限に達した場合は、2次募集、3次募集を実施しませんので、予めご了承ください。
また、同一事業者からの複数申込みは原則として認められません。

10 補助対象者の決定方法

(1) 審査方法

申込みのあった事業については、募集期間締切後、財団内において提出された書類審査を行い、予算の範囲内で補助対象者を決定します。

(2) 審査手順（書類審査）

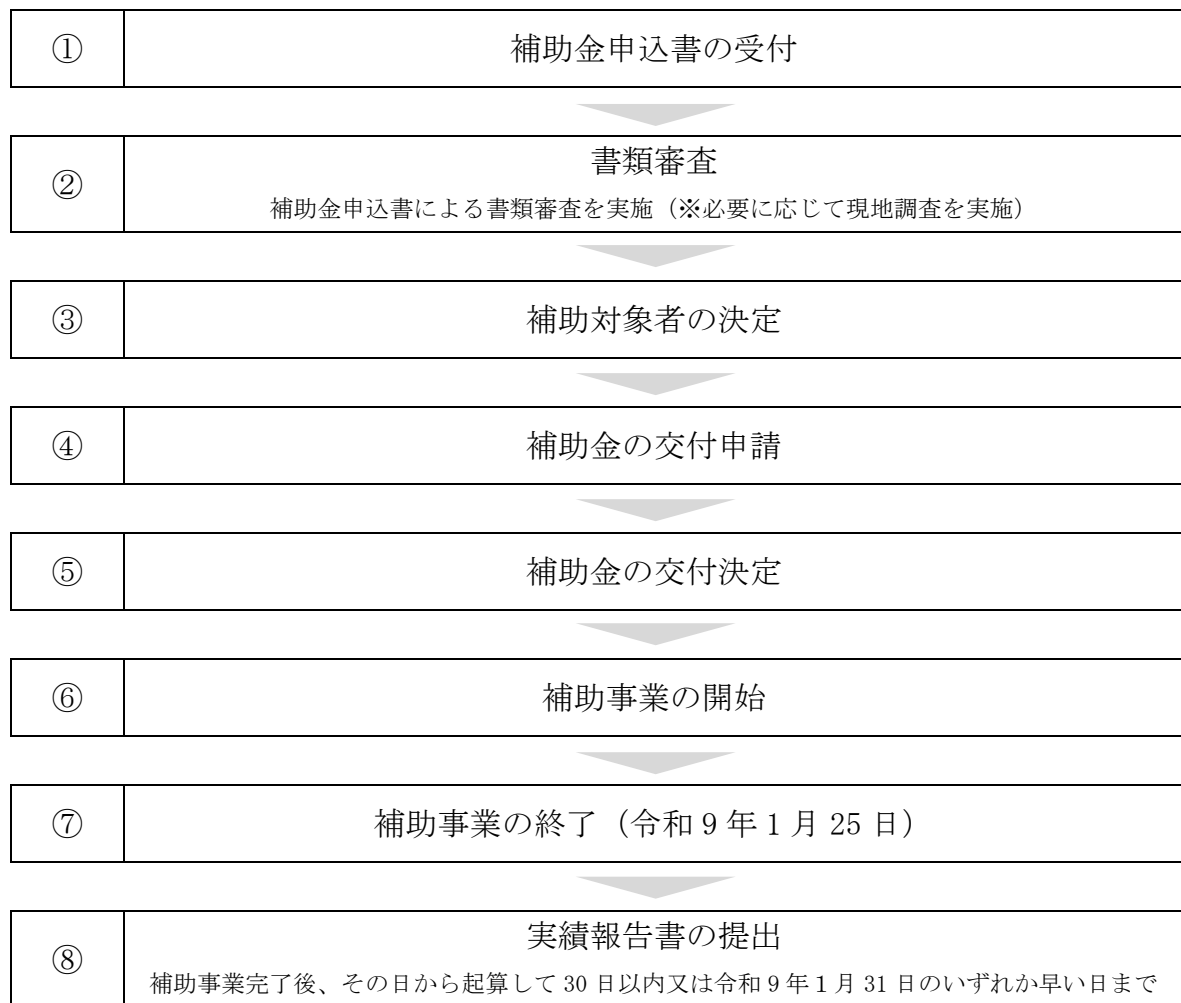
①審査は、提出された事業計画書等に基づき、以下の観点から総合的に評価します。

- ・事業の必要性・課題認識
- ・事業内容の妥当性・実現性
- ・付加価値向上・収益改善への寄与
- ・賃上げによる波及効果
- ・支援機関との連携・波及性

②補助金申込書等による審査を実施します。

- ③必要に応じて現地調査を実施します。
 - ④書類上の軽微な不備等がある場合には、補正を求めることがあります。
 - ⑤採択結果は、各回締切後、文書にて通知します。
- (3) 経費の支払い実績が証拠書類等により確認できない場合には、当該経費は補助対象外となります。
- (4) 補助事業の実績確認については、必要に応じて、財団が実地検査を行います。
- (5) 現金手渡しでの支払いは補助対象として認めません。銀行振込（振込手数料は対象外）による支払いが対象となります。
- (6) 補助事業者が補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金交付の取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

1 1 補助事業の流れ



※このスケジュールは標準的なもので、多少、前後及び変更することがあります。

1 2 応募受付・問合せ先

(応募受付及び詳しい事業案内等)

公益財団法人えひめ産業振興財団 創業支援課

〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)

TEL : 089-960-1291 または 089-960-1110 mail : chinage@ehime-iinet.or.jp

※様式については財団ホームページからダウンロードすることができます。

13 その他

愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）の発行場所

（愛媛県の各地方局税務管理課（南予地方局は、税務課、各支局にあつては税務室））

地方局	所在地	電話番号	所管区域
東予地方局	〒793-0042 西条市喜多川 796 番地 1	0897-56-1300（代）	新居浜市、西条市、四国中央市
今治支局	〒794-8502 今治市旭町一丁目 4 番地 9	0898-23-2500（代）	今治市、上島町
中予地方局	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地	089-941-1111（代）	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
南予地方局	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-22-5211（代）	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
八幡浜支局	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目 3 番 37 号	0894-22-4111（代）	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町

※納税証明書の交付申請について（愛媛県ホームページ）

<https://www.pref.ehime.jp/page/1680.html>

（注）課税がなく、納税額が 0 円の場合でも「未納がないこと」の納税証明書を発行してもらってください。

14 チームえびす支援機関一覧

機関名	住所	連絡先
愛媛県中小企業団体中央会	松山市久米窪田町 337-1	089-955-7150
四国中央商工会議所	四国中央市金生町下分 789-1	0896-58-3530
新居浜商工会議所	新居浜市一宮町 2-4-8	0897-33-5581
西条商工会議所	西条市朔日市 779-8	0897-56-2200
今治商工会議所	今治市旭町 2-3-20	0898-23-3939
松山商工会議所	松山市大手町 2-5-7	089-941-4111
伊予商工会議所	伊予市上吾川甲 9-1	089-982-0334
大洲商工会議所	大洲市大洲 694-1	0893-24-4111
八幡浜商工会議所	八幡浜市北浜 1-3-25	0894-22-3411
宇和島商工会議所	宇和島市丸之内 1-3-24	0895-22-5555
愛媛県商工会連合会	松山市宮西 1-5-19	089-924-1103
土居町商工会	四国中央市土居町入野 965-1	0896-74-5889
周桑商工会	西条市丹原町池田 1711-1	0898-68-7244
越智商工会	今治市大西町宮脇甲 1515-2	0898-53-3853
しまなみ商工会	今治市伯方町叶浦甲 1668-30	0897-72-0026
上島町商工会	越智郡上島町岩城 1388	0897-75-3074
北条商工会	松山市土手内 125-1	089-993-0567
中島商工会	松山市中島大浦 1626	089-997-0218
東温市商工会	東温市見奈良 495-3	089-964-1254
久万高原町商工会	上浮穴郡久万高原町久万 188	0892-21-2061
松前町商工会	伊予郡松前町大字浜 809-1	089-984-1427
砥部町商工会	伊予郡砥部町大南 394	089-962-2148
双海中山商工会	伊予市中山町中山丑 285-1	089-967-0197
長浜町商工会	大洲市長浜甲 1030-3	0893-52-0312
川上商工会	大洲市肱川町山鳥坂 32	0893-34-2531
内子町商工会	喜多郡内子町内子 1502	0893-44-2166
保内町商工会	八幡浜市保内町川之石 3-25	0894-36-0519
伊方町商工会	西宇和郡伊方町湊浦 846	0894-38-0809
西予市商工会	西予市宇和町卯之町 3-297	0894-62-1240
吉田三間商工会	宇和島市吉田町東小路甲 96-1	0895-52-2233
津島町商工会	宇和島市津島町岩松 807	0895-32-2215
鬼北町商工会	北宇和郡鬼北町大字近永 1214	0895-45-0813

松野町商工会	北宇和郡松野町大字松丸 455	0895-42-0505
愛南町商工会	南宇和郡愛南町御荘平城 2298-1	0895-73-0700
(公財)えひめ東予産業創造センター	新居浜市大生院 2151-10	0897-66-1111
(株)西条産業情報支援センター	西条市明屋敷 131-2 「SAIJO BASE」 内	0897-53-0010
(一財)今治地域地場産業振興センター	今治市旭町 2-3-5	0898-32-3337
(株)伊予銀行法人コンサルティング部	松山市南堀端町 1 番地	089-907-1062
(株)愛媛銀行ソリューション営業部	松山市勝山町 2-1	089-933-1111
愛媛信用金庫	松山市二番町 4-2-11	089-946-1111
東予信用金庫	新居浜市中須賀町 1-6-37	0897-37-1313
川の江信用金庫	四国中央市金生町下分 1089-1	0896-58-1300
宇和島信用金庫	宇和島市本町追手 2-8-21	0895-23-7000
愛媛県信用保証協会	松山市千舟町 3-3-8	089-931-2111
愛媛県産業技術研究所	松山市久米窪田町 487-2	089-976-7612
(一社)えひめ若年人材育成推進機構 ジョブカフェ愛 Work (愛媛県若年者就職支援センター)	松山市湊町 4-8-13	089-913-8686
愛媛県法人会連合会	松山市大手町 2-5-7	089-933-5596
ひめボス推進プラザ	松山市大手町 2-5-7	089-933-2660
(独)中小企業基盤整備機構四国本部松山オフィス	松山市大手町 2-5-7	089-998-6531
日本政策金融公庫松山支店	松山市三番町 6-7-3	089-941-6148
日本政策金融公庫新居浜支店	新居浜市繁本町 3-3	0897-33-9101
日本政策金融公庫宇和島支店	宇和島市丸之内 1-3-24	0895-22-4766
(独)日本貿易振興機構 愛媛貿易情報センター (ジェトロ愛媛)	松山市大可賀 2-1-28 アイテム愛媛内	089-952-0015
INPIT 愛媛県知財総合支援窓口	松山市久米窪田町 337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1118
松山しごと創造センター	松山市湊町 4-8-13	089-948-8035